

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律144号。以下「生活保護法」という。）第2条に規定する保護を受けている世帯（以下「生活保護世帯」という。）に対し、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事の費用を補助することで、水洗便所の普及を図り、もって都市環境衛生の向上に寄与することを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 補助の対象となる者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域内に居住する生活保護世帯（生活保護法第14条第2号の規定による金銭給付の受給が可能な生活保護世帯に限る。）の世帯主であって、当該世帯に属する者が所有する建物であって現に当該世帯が居住しているもののくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者とする。

(費用の補助)

第3条 当該工事に要する費用の補助は、当該工事に要する費用または「函館市水洗便所改造等資金および排水設備設置資金貸付条例（昭和49年函館市条例第6号）」第3条第1号に掲げる額から生活保護法第14条第2号の規定による金銭給付の額を差し引いた額のいずれか低い額とする。

(補助の申請)

第4条 費用の補助を受けようとする者は、函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

(1) 生活保護受給証明書

(2) 函館市下水道条例第4条第1項に規定する排水設備工事業者が作成する工事見積書

(3) その他管理者が必要と認める書類

(補助の決定等)

第5条 管理者は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、費用の補助の可否を決定し、函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助決定通知書（様式2号）により申請者に通知するものとする。

(工事の実施)

第6条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定通知受領者」という。）は、速やかにくみ取り便所を水洗便所に改造しなければならない。

(補助金の交付の請求等)

第7条 前条の規定による改造に係る工事を実施した工事事業者（以下単に

「工事事業者」という。)は、完成検査合格後、函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助請求書(様式3号)に次に掲げる書類を添付して管理者に請求するものとする。

- (1) 函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助金代理受領委任書(様式4号)
- (2) 民間住宅家賃等の代理納付取扱要綱(平成20年4月1日函館市要綱)に定める誓約書(別記第1号様式)、承諾書(別記第2号様式)および家賃等・振込先届出書(別記第3号様式)
- (3) 当該工事に要した費用の全額がわかる書類
- (4) その他管理者が必要と認める書類
(補助金交付額の通知)

第8条 管理者は、前条の申請があったときは、速やかに書類を審査し、函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助金交付額決定通知書(様式5号)により補助決定通知受領者および工事事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 管理者は、前条の規定による通知後、速やかに補助金を工事事業者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 管理者は、補助決定通知受領者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、当該工事に着手し、または完了している場合には、この限りではない。

- (1) 生活保護法第26条の規定による保護の停止または廃止となったとき。
- (2) 当該補助申請に関して、偽りその他不正の行為をしたとき。

(補助金の返還)

第11条 管理者は、前条第2号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助決定通知受領者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助申請書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申請者 氏 名

電 話

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱第4条の規定に基づき申請します。

工事の施行場所		函館市	町	丁目	(番地) 番	号
工 事 事 業 者	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名 称)					
添 付 書 類		1 生活保護者受給証明書 2 工事見積書 3 その他()				

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助決定通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

年 月 日付で申請のあった水洗便所改造費補助申請について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助金の可否
- 2 工事事業者

※補助の決定を受けた方への注意事項

- 1 補助の決定を受けた後、速やかに着工し、完成後その旨を企業局に届け出てください。
- 2 補助金の交付は、企業局による工事の完成検査に合格した後に行います。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、補助の決定を取り消ことがあります。
 - (1) 生活保護法第26条の規定による保護の停止または廃止となったとき。
 - (2) 当該補助申請に関して、偽りその他不正の行為をしたとき。

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助請求書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

印

電 話

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助要綱第7条の規定に基づき請求します。

請 求 額	円
工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 号 番
添 付 書 類	1 函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助金代理受領委任書 2 民間住宅家賃等の代理納付取扱要綱(平成20年4月1日函館市要綱)に定める誓約書(別記第1号様式), 承諾書(別記第2号様式)および家賃等・振込先届出書(別記第3号様式) 3 当該工事に要した費用の全額がわかる書類 4 その他()

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助金代理受領委任書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住 所

申 請 者 氏 名

電 話

私は、函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助金の請求および受領に関する権限を、
下記代理人に委任いたします。

記

代 理 人	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)

函館市生活保護世帯水洗便所改造費補助金交付額決定通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者
企業局長

年 月 日付けで請求のあった生活保護世帯水洗便所改造費補助金の交付額
が決定したので通知します。

1 補助金交付額 円